

文例（相続分の指定の委託）

第〇条 遺言者は、相続人全員につき、その相続分を指定することを、次の者に委託する。

住 所 東京都〇〇区〇〇・・・
職 業 〇〇〇
氏 名 〇〇〇〇
生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

遺言者は、遺言者の相続人らの経済状態、年齢その他の事情を考慮して、実質的に適正公平に指定することを希望します。

遺言で相続分を指定することができるほか、遺言により第三者にこの相続分の指定を委託することができます。なお相続分の指定の委託は遺言によらなければなりません。

指定委託の遺言は、委託を受けた第三者が委託を承諾したときに効力を生じ、拒否したときには委託は無効となり、法定相続分で分割されることとなります。受託者には事前に依頼をしておくといいでしょう。